

## 第 78 号議案

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

### 提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営  
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年豊後大野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護支援専門員」の次に「(主任介護支援専門員を除く。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項本文の改正規定並びに附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。